

9月定例農業委員会 会議録

平成29年9月19日

日 時 平成29年9月19日 17時開催
開催場所 直島町役場2F大会議室

出席者 (委員) 西村 和雄 ・ 高田 洋一 ・ 大山 一郎 ・ 和島 輝男 ・ 西岡 幸子 ・ 大林 茂樹 ・ 堺谷 末廣
(事務局) 豊田 壘
荒木 慶悟 建設経済課長

署名委員 高田 洋一 ・ 堺谷 末廣

議 題 (1) 農地法第5条の規定による許可申請について
(2) その他

西村会長	台風はどうでしたか。畑の土が流れてしまいましたね。本日の署名委員は、高田委員と堺谷委員にお願いします。それでは事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>今月は、農地法5条関係の申請書が2つ出てきていて、譲渡人がそれぞれ違う方ですが、転用内容については同じものです。</p> <p>内容は、〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの農地を取得し、社員寮とその駐車場・駐輪場として転用するものです。</p> <p>申請地の場所は、1枚めくって、地図にありますように、積浦の〇〇〇〇さんの東側にあり、それぞれ隣接している畑になります。現地確認は、9月13日(水)に会長と、高田さんと、大山さんと、西岡さんで行っております。</p> <p>申請地は第2種農地ですが、めくって頂いて、添付書類の「施設等保有状況一覧表」「候補地比較検討表」により、代替地がないと認められますので、立地基準については問題ありません。</p> <p>一般基準についてですが、社員寮を建てる予定の〇〇〇〇番地については、面積が484㎡、その内建築面積は185.49㎡で、13部屋を設けることを考慮すれば、適正な広さであると認められます。また、駐車場・駐輪場にする予定の〇〇〇〇番地については、面積が445㎡で、駐車台数13台、駐輪台数約17台で、敷地の面積、社員寮の規模からみても適正であると認められます。</p> <p>資金計画等も問題なく、被害防除措置も適切に計画されていることから、事務局としては許可相当と判断いたしますが、委員のみなさまのご審議をお願いいたします。</p>
高田委員	奥の畑に入る道がないけど、何か言ってきたか。
事務局	奥の畑の〇〇〇〇さんに聞いてみました。今までは、申請地を通らせてもらって畑まで行っていたそうですが、これからは、〇〇〇〇さんところを通らせてもらえるように話をしてみるとのことでした。
西村会長	〇〇〇〇さんところというのは、ハウスが建つところか。
西岡委員	そうやな。軒下を通るようになるわな。
高田委員	そこは、昔は水田やったけど、地上げして2枚が一緒になつとるわな。
和島委員	そうやけど、細い畦はなかったのか。

西村会長	どこもやな。納言様の地上げしたところもやな。とりあえず、入る道がなかったら困るから。〇〇〇〇さんが、それでいいと言うのなら、それでいいけど、また確認をとってみてください。それを話してもらって認めていくことでいいですか。
全委員	異議なし。
西村会長	他にありますか。
事務局	特にありません。
西村会長	他にありませんか。なければこれで終わります。皆さんご苦労様でした。

平成29年9月19日17時20分 閉会

直島町農業委員会

会 長



署名委員



署名委員

